名誉毀損に対する慰謝料等請求通知書

令和　年　月　日

被通知人　殿

通知人

冠省

私は、貴殿に対し、各々、以下のとおり申し入れいたします。

　貴殿は、インターネットのツイッターコメント機能上で「〇〇」というハンドルネームを使用し、２０〇〇年〇〇月頃にかけて、私が経営する〇〇店の店舗名を挙げて、「カス野郎。詐欺店である。盗まれた。利用しないほうが良い。騙されました。」等と、誰でも閲覧できる書き込みをし妨害と嫌がらせ行為を行いました。これらの貴殿の書き込み行為は、いずれも事実無根のデタラメであり、何らの根拠もない誹謗中傷であるとともに、公然と行われたものであり、具体的な事実を摘示して私と店舗の社会的評価を低下させたものでありますから「名誉棄損」に該当します。私は、貴殿の書き込み行為により、職場内で悪いうわさが広がり、従業員が退職するや出勤する事が出来なくなる事態に被害が発展し、取引先企業からの受発注が中止になるなど、業務に多大な支障をきたす状態に追い込まれており、夜も眠れず食事ものどを通らないなど、日常生活まで脅かされる日々が続いており、私が被った精神的苦痛は、とても言葉では語りつくせないものであります。そのため、私は貴殿に対し、以下のとおり要求します。

１、これまでの書き込みが事実に反する嘘であったことを認めた上で書き込み削除をし謝罪をして下さい。

２、慰謝料その他の損害賠償金として金五十万円を、本書面受領後４週間以内に下記の指定口座に振込送金の方法によりお支払い下さい。

なお、上記の要求は、あくまでも裁判外での早期解決を図るために提示しているものであります。よって、もしも、貴殿が期限内に送金と謝罪の履行完了されない場合、やむを得ず、弁護士に一任の上、慰謝料請求など告訴も含めた刑事および民事の起訴を提起する用意があり、しかるべき法的措置を講じて参る所存です。その場合には、上記慰謝料の増額のみならず、売上が大幅に減り従業員が店舗に出勤しなくなり店舗営業の中止を余儀なくされたことにより本来得られたはずの売上相当額を損失したものとして、その逸失利益や弁護士費用、訴訟費用も付加しての請求となりますので、ご承知おき下さい。また、あわせて、取引会社に対しても使用者責任（民法第７１５条）を求めざるを得なくなり、その場合、貴殿は同社から賠償の求償請求や懲戒処分を受ける可能性がある事を申し添えます。以上、宜しくお願い申し上げます。

記

以上

銀行名　〇〇銀行　　　支店名　〇〇支店

預金種別　普通預金　　口座番号　〇〇〇〇〇〇

口座名義　〇〇〇〇

草々